議案第１７８号

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例

上越市リフレッシュビレッジ施設条例（平成１１年上越市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１正善寺工房の項中「１，０００円」を「１，２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。